

<p>(二) 測量法第五十条第三号又は第四号(登録養成施設の登録)の登録(更新の登録を除く。)</p>	登録件数	一件につき九万円
<p>百五十三 広告物等の表示に係る業務主任者に係る登録試験機関の登録</p> <p>屋外広告物法(昭和二十四年法律第百八十九号)第十条第二項第三号イ(登録試験機関の登録)の登録</p>	登録件数	一件につき十五万円
<p>百五十四 住宅性能評価に係る登録住宅性能評価機関若しくは登録講習機関の登録、登録住宅型式性能認定等機関の登録又は住宅の特別評価方法認定に係る登録試験機関の登録</p>	登録件数	一件につき九万円
<p>(一) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第五条第一項(登録住宅性能評価機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)</p>	登録件数	一件につき九万円
<p>(二) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第十三条(登録講習機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)</p>	登録件数	一件につき九万円
<p>(三) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第三十一条第一項(登録住宅型式性能認定等機関の登録)又は第三十三条第一項(登録住宅型式性能認定等機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)</p>	登録件数	一件につき九万円
<p>(四) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第五十九条第一項(登録試験機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)</p>	登録件数	一件につき九万円
<p>百五十五 一般廃棄物又は産業廃棄物の再生利用又は広域的処理の認定</p>		

<p>(一) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第九條の八第一項（一般廃棄物の再生利用に係る特例）又は第十五條の四の二第一項（産業廃棄物の再生利用に係る特例）の一般廃棄物又は産業廃棄物の再生利用の認定</p> <p>(二) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九條の九第一項（一般廃棄物の広域的処理に係る特例）又は第十五條の四の三第一項（産業廃棄物の広域的処理に係る特例）の一般廃棄物又は産業廃棄物の広域的な処理の認定</p> <p>(三) 一般廃棄物又は産業廃棄物の広域的な処理に係る変更の認定（当該広域的な処理の内容に関する事項の変更の認定で財務省令で定めるものに限る。）</p>	<p>認定件数</p>	<p>一件につき十五万円</p>
<p>百五十六 登録特定原動機検査機関又は登録特定特殊自動車検査機関の登録</p> <p>(一) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十九條第一項（登録特定原動機検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）</p> <p>(二) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第二十六條第一項（登録特定特殊自動車検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）</p>	<p>登録件数</p>	<p>一件につき九万円</p>
<p>百五十七 国際希少野生動植物種の個体等に係る登録機関又は認定機関の登録</p>		

百五十八 遺伝子組換え生物等の輸入に係る登録検査機関の登録  遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第十七条第一項（登録検査機関の登録）の登録	登録件数	一件につき九万円
	登録件数	一件につき九万円

別表第三 非課税の登記等の表（第四条、第三十三条関係）

一 学校法人（私立学校法第六十四条第四項（専修学校及び各種学校）の規定により設立された法人を含む。）	私立学校法	一 校舎、寄宿舎、図書館その他保育又は教育上直接必要な附属建物（以下「校舎等」という。）の所有権（賃借権を含む。以下同じ。）の取得登記（権利の保存、設定、転貸又は移転の登記をいう。以下同じ。） 二 校舎等の敷地、運動場、実習用地その他の直接に保育又は教育の用に供する土地の権利（土地の所有権及び土地の	第三欄の第一号又は第二号の登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添附があるものに限る。
--	-------	---	---

同上	私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）	同上	同上
----	-----------------------	----	----

別表第三 非課税の登記等の表（第四条関係）

十九の二 独立 行政法人（別 表第二に掲げ	八十九省 略	七の二 国際協 力銀行	四七省略	三 軽自動車検 査協会	二・二の二省 略	
独立行政 法人通則 法及び同	省略	国際協力 銀行法（ 平成十一 年法律第 三十五号 ）	省略	道路運送 車両法	省略	
一 事務所用建物の所有権の取 得登記又は当該建物の敷地の 用に供する土地の権利の取得	省略	別表第一第一号から第二十三号 までに掲げる登記又は登録（先 取特権、質権又は抵当権の保存 、設定又は移転の登記又は登録 を除く。）	省略	一 事務所用建物の所有権の取 得登記又は当該建物の敷地の 用に供する土地の権利の取得 登記 二 道路運送車両法第七十六条 の二十七第一項第一号から第 四号まで（業務）に掲げる業 務の用に供する建物の所有権 の取得登記又は当該業務の用 に供する土地の権利の取得登 記	省略	上に存する権利をいう。以下 同じ。）の取得登記
第三欄の第 一号又は第 二号の登記	省略		省略	第三欄の第 一号又は第 二号の登記 に該当する ものである ことを証す る財務省令 で定める書 類の添付が あるものに 限る。	省略	

十九の二 同 上	八十九同 上	七の二 同 上	四七同 上	三 同上 道路運送 車両法（ 昭和二十 六年法律 第百八十 五号）	二・二の二 同上	
同上	同上	同上	同上	同上	同上	
一同上	同上	別表第一の第一号から第十八号 までに掲げる登記又は登録（先 取特権、質権又は抵当権の保存 、設定又は移転の登記又は登録 を除く。）	同上	二 同上	同上	
同上	同上		同上	同上	同上	

<p>るものを除き、国又は地方公共団体以外の者に対し、利益又は剰余金の分配その他これらに類する金銭の分配を行わないものうち財務大臣が指定したものに限り。）</p>	<p>二十・二十一 省略</p>	<p>二十二 日本政策投資銀行</p>
<p>法第一条 第一項（目的等）に規定する個別法</p>	<p>省略</p>	<p>日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）</p>
<p>登記 二 独立行政法人通則法第一条 第一項に規定する個別法の規定による業務のための別表第一の第一号から第二十三号までに掲げる登記又は登録で特に公益性が高い業務のためのものとして財務大臣が指定したるもの</p>	<p>省略</p>	<p>別表第一の第一号から第二十三号までに掲げる登記又は登録（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第九号（定義）に規定する普通法人のうち資本金額が政令で定める金額以上の法人並びに相互会社及び外国相互会社に係る債権を担保するために受ける先取特権、質権又は抵当権の保存、設定又は移転の登記又は登録を除く。）</p>
<p>又は登録に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限り。</p>	<p>省略</p>	<p>先取特権、質権又は抵当権の保存、設定又は移転の登記又は登録については、第三欄の登記又は登録に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに</p>
<td data-bbox="790 1216 909 1417"> <p>二十・二十一 同上</p> </td> <td data-bbox="119 1216 790 1417"> <p>二十二 同上</p> </td>	<p>二十・二十一 同上</p>	<p>二十二 同上</p>
<td data-bbox="790 1417 909 1541"> <p>同上</p> </td> <td data-bbox="119 1417 790 1541"> <p>同上</p> </td>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>二 独立行政法人通則法第一条 第一項に規定する個別法の規定による業務のための別表第一の第一号から第十八号までに掲げる登記又は登録で特に公益性が高い業務のためのものとして財務大臣が指定したるもの</p>	<p>同上</p>	<p>別表第一の第一号から第十八号までに掲げる登記又は登録（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第九号（定義）に規定する普通法人のうち資本金額が政令で定める金額以上の法人並びに相互会社及び外国相互会社に係る債権を担保するために受ける先取特権、質権又は抵当権の保存、設定又は移転の登記又は登録を除く。）</p>
<td data-bbox="790 1915 909 2060"> <p>同上</p> </td> <td data-bbox="119 1915 790 2060"> <p>同上</p> </td>	<p>同上</p>	<p>同上</p>

二五 省略		二四 農業協 同組合及 農業協同 組合連 合会	二三・二三 の二 省略	省略	
省略		農業協同 組合法	省略		
省略	<p>一 農業倉庫業法（大正六年法律第十五号）第一条（農業倉庫業者）に規定する農業倉庫業者若しくは同法第十九条第一項（連合農業倉庫業者）に規定する連合農業倉庫業者である農業協同組合若しくは農業協同組合連合会の農業倉庫若しくは連合農業倉庫の所有権の取得登記又はこれらの倉庫の敷地の用に供する土地の権利の取得登記</p> <p>二 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条（公的医療機関）に規定する病院若しくは診療所若しくは介護保険法第八条第二十五項（定義）に規定する介護老人保健施設の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記</p>	省略			
省略			省略	<p>第三欄の第一号又は第二号の登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添附があるものに 限る。</p>	限る。

二五 同上		二四 同上	二三・二三 の二 同上	同上	
同上		農業協同 組合法（ 昭和二十 二年法律 第三百十 二号）	同上		
同上	<p>二 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条（公的医療機関）に規定する病院若しくは診療所若しくは介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第二十二項（定義）に規定する介護老人保健施設の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記</p>	同上	同上		
同上			同上		

(消費税法の一部改正)

第六条 消費税法(昭和六十三年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

(分割等があつた場合の納税義務の免除の特例)

第十二条 省 略

2 省 略

3 新設分割子法人の当該事業年度開始の日の一年前の日の前々日に前に分割等(新設分割親法人が二以上ある場合のものを除く。次項において同じ。)があつた場合において、当該事業年度の基準期間の末日において当該新設分割子法人が特定要件(新設分割子法人の発行済株式又は出資(その新設分割子法人が有する自己の株式又は出資を除く。))の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式又は出資が新設分割親法人及び当該新設分割親法人と政令で定める特殊な関係にある者の所有に属する場合その他政令で定める場合であることをいう。次項において同じ。)に該当し、かつ、当該新設分割子法人の当該事業年度の基準期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額と当該新設分割親法人の当該事業年度の基準期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額との合計額が千円を超えるときは、当該新設分割子法人(第九条第四項の規定による届出書の提出により消費税を納める義務が免除されないものを除く。)の当該事業年度(その同条第一項に規定する基準期間における課税売上高が千円以下である事業年度に限る。)における課税資産の譲渡等については、同条第一項本文の規定は、適用しない。

4 5 6 省 略

7 第一項から第四項までに規定する分割等とは、次に掲げるものをいう。

一 省 略

二 法人が新たな法人を設立するためその有する金銭以外の資産の出資(その新たな法人の設立の時にあって当該資産の出資その他当該設立のための出資により発行済株式又は出資の全部をその法人が有することとなるものに限る。)をし、その出資により新たに設立する法人に事業の全部又は一部を引き継ぐ場合における当該新たな法人の設立

三 省 略

(長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例)

(分割等があつた場合の納税義務の免除の特例)

第十二条 同 上

2 同 上

3 新設分割子法人の当該事業年度開始の日の一年前の日の前々日に前に分割等(新設分割親法人が二以上ある場合のものを除く。次項において同じ。)があつた場合において、当該事業年度の基準期間の末日において当該新設分割子法人が特定要件(新設分割子法人の発行済株式の総数又は出資金額(その新設分割子法人が有する自己の株式又は出資を除く。))の百分の五十を超える数の株式又は出資の金額が新設分割親法人及び当該新設分割親法人と政令で定める特殊な関係にある者の所有に属することをいう。次項において同じ。)に該当し、かつ、当該新設分割子法人の当該事業年度の基準期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額と当該新設分割親法人の当該事業年度の当該事業年度の基準期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額との合計額が千円を超えるときは、当該新設分割子法人(第九条第四項の規定による届出書の提出により消費税を納める義務が免除されないものを除く。)の当該事業年度(その同条第一項に規定する基準期間における課税売上高が千円以下である事業年度に限る。)における課税資産の譲渡等については、同条第一項本文の規定は、適用しない。

4 5 6 同 上

7 同 上

一 同 上

二 法人が新たな法人を設立するためその有する金銭以外の資産の出資(その新たな法人の設立の時にあって当該資産の出資その他当該設立のための出資により発行済株式の総数又は出資金額の全部をその法人が有することとなるものに限る。)をし、その出資により新たに設立する法人に事業の全部又は一部を引き継ぐ場合における当該新たな法人の設立

三 同 上

(長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例)

## 第十六条 省略

2 前項の規定により長期割賦販売等をした日の属する課税期間において資産の譲渡等を行わなかつたものとみなされた部分は、政令で定めるところにより、当該事業者が当該長期割賦販売等に係る賦払金の支払の期日の属する各課税期間においてそれぞれ当該賦払金に係る部分の資産の譲渡等を行ったものとみなす。ただし、所得税法第六十五条第一項ただし書又は法人税法第六十三条第一項ただし書に規定する場合に該当することとなつた場合は、所得税法第六十五条第一項ただし書に規定する経理しなかつた年の十二月三十一日の属する課税期間以後の課税期間又は法人税法第六十三条第一項ただし書に規定する経理しなかつた決算に係る事業年度終了の日の属する課税期間以後の課税期間若しくは同条第二項若しくは第三項の規定の適用を受けた事業年度終了の日の属する課税期間以後の課税期間については、この限りでない。

## 355 省略

### (中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例)

第三十七条 事業者(第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。)が、その納税地を所轄する税務署長にその基準期間における課税売上高(同項に規定する基準期間における課税売上高をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。)が五千万円以下である課税期間(第十二条第一項に規定する分割等に係る同項の新設分割親法人又は新設分割子法人の政令で定める課税期間(以下この項及び次条第一項において「分割等に係る課税期間」という。)を除く。)についてこの項の規定の適用を受ける旨を記載した届出書を提出した場合には、当該届出書を提出した日の属する課税期間の翌課税期間(当該届出書を提出した日の属する課税期間が事業を開始した日の属する課税期間その他の政令で定める課税期間である場合には、当該課税期間)以後の課税期間(その基準期間における課税売上高が五千万円を超える課税期間及び分割等に係る課税期間を除く。)については、第三十条から前条までの規定により課税標準額に対する消費税額から控除することができる課税仕入れ等の税額の合計額は、これらの規定にかかわらず、当該事業者の当該課税期間の課税標準額に対する消費税額から当該課税期間における第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の百分の六十に相当する金額(卸売業その他の政令で定める事業を営む事業者にあつては、当該残額に、政令で定めるところにより当該事業の種類ごとに当該事業における課税資産の譲渡

## 第十六条 同上

2 前項の規定により長期割賦販売等をした日の属する課税期間において資産の譲渡等を行わなかつたものとみなされた部分は、政令で定めるところにより、当該事業者が当該長期割賦販売等に係る賦払金の支払の期日の属する各課税期間においてそれぞれ当該賦払金に係る部分の資産の譲渡等を行ったものとみなす。ただし、所得税法第六十五条第一項ただし書又は法人税法第六十三条第一項ただし書に規定する場合に該当することとなつた場合は、所得税法第六十五条第一項ただし書に規定する経理しなかつた年の十二月三十一日の属する課税期間以後の課税期間又は法人税法第六十三条第一項ただし書に規定する経理しなかつた決算に係る事業年度終了の日の属する課税期間以後の課税期間若しくは同条第二項の規定の適用を受けた事業年度終了の日の属する課税期間以後の課税期間については、この限りでない。

## 355 同上

### (中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例)

第三十七条 事業者(第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。)が、その納税地を所轄する税務署長にその基準期間における課税売上高(同項に規定する基準期間における課税売上高をいう。以下この項において同じ。)が五千万円以下である課税期間(第十二条第一項に規定する分割等に係る同項の新設分割親法人又は新設分割子法人の政令で定める課税期間(以下この項において「分割等に係る課税期間」という。)を除く。)についてこの項の規定の適用を受ける旨を記載した届出書を提出した場合には、当該届出書を提出した日の属する課税期間の翌課税期間(当該届出書を提出した日の属する課税期間が事業を開始した日の属する課税期間その他の政令で定める課税期間である場合には、当該課税期間)以後の課税期間(その基準期間における課税売上高が五千万円を超える課税期間及び分割等に係る課税期間を除く。)については、第三十条から前条までの規定により課税標準額に対する消費税額から控除することができる課税仕入れ等の税額の合計額は、これらの規定にかかわらず、当該事業者の当該課税期間の課税標準額に対する消費税額から当該課税期間における次条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の百分の六十に相当する金額(卸売業その他の政令で定める事業を営む事業者にあつては、当該残額に、政令で定めるところにより当該事業の種類ごとに当該事業における課税資産の譲渡等に係る消費税額のうち課税仕入れ



等に係る消費税額のうち課税仕入れ等の税額の通常占める割合を勘案して政令で定める率を乗じて計算した金額」とする。この場合において、当該金額は、当該課税期間における仕入れに係る消費税額とみなす。

255 省 略

(災害等があつた場合の中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例の届出に関する特例)

第三十七条の二 災害その他やむを得ない理由が生じたことにより被害を受けた事

業者(第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者及び前条第一項の規定の適用を受ける事業者を除く。)が、当該被害を受けたことにより、当該災害その他やむを得ない理由の生じた日の属する課税期間(その基準期間における課税売上高が五千万円を超える課税期間及び分割等に係る課税期間を除く。以下この項、次項及び第五項において「選択被災課税期間」という。)

(一)につき同条第一項の規定の適用を受けることが必要となつた場合において、当該選択被災課税期間につき同項の規定の適用を受けることについてその納税地を所轄する税務署長の承認を受けたときは、当該事業者は同項の規定による届出書を当該承認を受けた選択被災課税期間の初日の前日に当該税務署長に提出したものとみなす。

2 前項の承認を受けようとする事業者は、前条第一項の規定の適用を受けることが必要となつた事情その他財務省令で定める事項を記載した申請書を、前項に規定する災害その他やむを得ない理由のやんだ日から二月以内(当該災害その他やむを得ない理由のやんだ日とその申請に係る選択被災課税期間の末日の翌日以後に到来する場合には、当該選択被災課税期間に係る第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限まで)に、その納税地を所轄する税務署長に提出しなければならぬ。

3 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、その申請に係る同項の事情が相当でないと認めるときは、その申請を却下する。

4 税務署長は、第二項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき承認又は却下の処分をするときは、その申請をした事業者に対し、書面によりその旨を通知する。

5 第二項の申請書の提出があつた場合において、その申請に係る選択被災課税期間の末日の翌日から二月を経過する日までに承認又は却下の処分がなかつたときは、その日においてその承認があつたものとみなす。ただし、同項に規定する災

等の税額の通常占める割合を勘案して政令で定める率を乗じて計算した金額」とする。この場合において、当該金額は、当該課税期間における仕入れに係る消費税額とみなす。

255 同 上

害その他やむを得ない理由のやんだ日とその申請に係る選択被災課税期間の末日の翌日以後に到来する場合は、この限りでない。

6 災害その他やむを得ない理由が生じたことにより被害を受けた事業者（前条第一項の規定の適用を受ける事業者に限る。）が、当該被害を受けたことにより、当該災害その他やむを得ない理由の生じた日の属する課税期間（当該課税期間の翌課税期間以後の課税期間のうち政令で定める課税期間を含む。以下この項において「不適用被災課税期間」という。）につき同条第一項の規定の適用を受けることの必要がなくなつた場合において、当該不適用被災課税期間につき同項の規定の適用を受けることをやめることについてその納税地を所轄する税務署長の承認を受けたときは、当該事業者は同条第二項の規定による届出書を当該承認を受けた不適用被災課税期間の初日の前日に当該税務署長に提出したものとみなす。この場合においては、同条第三項の規定は、適用しない。

7 第二項から第五項までの規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、第二項中「前項」とあるのは「第六項」と、「受けること」が必要となつた」とあるのは「受けること」が必要がなくなつた」と、「選択被災課税期間」とあるのは「不適用被災課税期間」と、第五項中「選択被災課税期間」とあるのは「不適用被災課税期間」と読み替へるものとする。

8 第一項又は第六項の承認を受けた事業者が、その承認前に第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載した申告書を提出している場合その他の場合における第一項又は第六項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

#### （当該職員の問題検査権）

第六十二条 国税庁の当該職員又は事業者の納税地を所轄する税務署若しくは国税局の当該職員は、消費税に関する調査については必要があるときは、次に掲げる者に質問し、又はその者の事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第三項、次条及び第六十八条第二号において同じ。）その他の物件を検査することができる。

一・二 省略

256 省略

#### （当該職員の問題検査権）

第六十二条 国税庁の当該職員又は事業者の納税地を所轄する税務署若しくは国税局の当該職員は、消費税に関する調査については必要があるときは、次に掲げる者に質問し、又はその者の事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第三項及び第六十八条第二号において同じ。）その他の物件を検査することができる。

一・二 同上

256 同上

(官公署等への協力要請)

第六十三条 国税庁、国税局、税務署又は税関の当該職員は、消費税に関する調査  
について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関し参考と  
なるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

(官公署等への協力要請)

第六十三条 国税庁、国税局、税務署又は税関の当該職員は、消費税に関する調査  
について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関し参考と  
なるべき簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

〔酒税法の一部改正〕

第七条 酒税法（昭和二十八年法律第六号）の一部を次のように改正する。

目次

第一章	総則（第一条―第六条の四）
第二章	酒類の製造免許及び酒類の販売業免許等（第七条―第二十一条）
第三章	課税標準及び税率（第二十二条―第二十七条）
第四章	免税及び税額控除等（第二十八条―第三十条）
第五章	申告及び納付等（第三十条の二―第三十条の六）
第六章	納税の担保（第三十一条―第三十六条）
第七章	削除
第八章	雑則（第四十条―第五十三条の二）
第九章	罰則（第五十四条―第六十二条）
附則	

（酒類の定義及び種類）

第二条 この法律において「酒類」とは、アルコール分一度以上の飲料（薄めてアルコール分一度以上の飲料とすることができるもの（アルコール分が九十度以上のアルコールのうち、第七条第一項の規定による酒類の製造免許を受けた者が酒類の原料として当該製造免許を受けた製造場において製造するもの以外のものを除く。）又は溶解してアルコール分一度以上の飲料とすることができる粉末状のものを含む。）をいう。

2 酒類は、発泡性酒類、醸造酒類、蒸留酒類及び混成酒類の四種類に分類する。

（その他の用語の定義）

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 アルコール分 温度十五度の時において原容量百分中に含有するエチルアルコールの容量をいう。
- 二 エキス分 温度十五度の時において原容量百立方センチメートル中に含有する揮発性成分のグラム数をいう。
- 三 発泡性酒類 次に掲げる酒類をいう。

目次

第一章	同上
第二章	同上
第三章	課税標準及び税率（第二十二条）
第四章	免税及び税額控除等（第二十三条―第三十条）
第五章	同上
第六章	同上
第七章	同上
第八章	同上
第九章	同上
附則	

（酒類の定義及び種類）

第二条 この法律において「酒類」とは、アルコール分一度以上の飲料（薄めてアルコール分一度以上の飲料とすることができるもの（アルコール分が九十度以上のアルコールのうち、第七条第一項の規定による酒類の製造免許を受けた者が酒類の原料としてその免許を受けた製造場において製造するもの以外のものを除く。）又は溶解してアルコール分一度以上の飲料とすることができる粉末状のものを含む。）をいう。

2 酒類は、清酒、合成清酒、しょうちゆう、みりん、ビール、果実酒類、ウイスキー類、スピリッツ類、リキュール類及び雑酒の十種類に分類する。

（その他の用語の定義）

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「アルコール分」とは、温度十五度の時において原容量百分中に含有するエチルアルコールの容量をいう。
- 二 「エキス分」とは、温度十五度の時において原容量百立方センチメートル中に含有する揮発性成分のグラム数をいう。
- 三 「清酒」とは、次に掲げる酒類をいう。

- イ ビール
- ロ 発泡酒
- ハ イ及びロに掲げる酒類以外の酒類で発泡性を有するもの（アルコール分が十度未満のものに限る。以下「その他の発泡性酒類」という。）
- 四 醸造酒類 次に掲げる酒類（その他の発泡性酒類を除く。）をいう。
  - イ 清酒
  - ロ 果実酒
  - ハ その他の醸造酒
- 五 蒸留酒類 次に掲げる酒類（その他の発泡性酒類を除く。）をいう。
  - イ 連続式蒸留しようちゆう
  - ロ 単式蒸留しようちゆう
  - ハ ウイスキー
  - ニ ブランデー
  - ホ 原料用アルコール
  - ヘ スピリッツ
- 六 混成酒類 次に掲げる酒類（その他の発泡性酒類を除く。）をいう。
  - イ 合成清酒
  - ロ みりん
  - ハ 甘味果実酒
  - ニ リキユール
  - ホ 粉末酒
  - ヘ 雑酒
- 七 清酒 次に掲げる酒類でアルコール分が二十度未満のものをいう。
  - イ 米、米こうじ及び水を原料として発酵させて、こしたもの
  - ロ 米、米こうじ、水及び清酒かすその他政令で定める物品を原料として発酵させて、こしたもの（その原料中当該政令で定める物品の重量の合計が米（こうじ米を含む。）の重量の百分の五十を超えないものに限る。）
  - ハ 清酒に清酒かすを加えて、こしたもの
- 八 合成清酒 アルコール（次号の規定（アルコール分に関する規定を除く。）に該当する酒類（水以外の物品を加えたものを除く。）でアルコール分が三十六度以上四十五度以下のものを含む。第十五号ハ及び第十六号ロ並びに第八条第三号を除き、以下同じ。）し、しようちゆう（連続式蒸留しようちゆう又は単式蒸留しようちゆうをいい、水以外の物品を加えたものを除く。第十一号にお

- イ 米、米こうじ及び水を原料として発酵させて、こしたもの
- ロ 米、水及び清酒かす、米こうじその他政令で定める物品を原料として発酵させて、こしたもの（イ又はハに該当するものを除く。）ただし、その原料中当該政令で定める物品の重量の合計が米（こうじ米を含む。）の重量を超えないものに限る。
- ハ 清酒に清酒かすを加えて、こしたもの
- 四 「合成清酒」とは、アルコール（次号の規定（アルコール分に関する規定を除く。）に該当する酒類（水以外の物品を加えたものを除く。）でアルコール分が三十六度以上四十五度以下のものを含む。第九号及び第八条第三号を除き、以下同じ。）又は清酒とぶどう糖その他政令で定める物品を原料として製造した酒類で、その香味、色沢その他の性状が清酒に類似するもの（当該酒類の原料として米又は米を原料の全部若しくは一部として製造した物品を使用したものについては、米（米を原料の全部又は一部として製造した物品の原料となつた米を含む。）の重量の合計が、アルコール分二十度に換算した場合の当該酒類の重量の百分の五を超えないものに限る。）をいう。
- 五 「しようちゆう」とは、アルコール含有物を蒸留した酒類（これに水を加えたもの及び政令で定めるところにより砂糖（政令で定めるものに限る。）その他の政令で定める物品を加えたもの（エキス分が二度未満のものに限る。）を含む、次に掲げるものを除く。）で、アルコール分が四十五度以下（連続式蒸留機（連続して供給されるアルコール含有物を蒸留しつつ、フーゼル油、アルデヒドその他の不純物を取り除くことができる蒸留機をいう。以下同じ。）により蒸留したものについては、アルコール分が三十六度未満）のものをいう。
- イ 発芽させた穀類又は果実（果実を乾燥させ若しくは煮つめたもの又は濃縮させた果汁を含み、なつめやしの実その他政令で定めるものを除く。以下同じ。）を原料の全部又は一部としたもの
- ロ しらかばの炭その他政令で定めるものでこしたもの
- ハ 含糖質物（政令で定める砂糖を除く。）を原料の全部又は一部としたもので、そのアルコール含有物の蒸留の際の留出時のアルコール分が九十五度未満のもの
- ニ アルコール含有物を蒸留する際、発生するアルコールに他の物品の成分を浸出させたもの
- 六 「みりん」とは、次に掲げる酒類をいう。

いて同じ。)又は清酒とぶどう糖その他政令で定める物品を原料として製造した酒類(当該酒類の原料として米又は米を原料の全部若しくは一部として製造した物品を使用したものについては、米(米を原料の全部又は一部として製造した物品の原料となつた米を含む。)の重量の合計が、アルコール分二十度に換算した場合の当該酒類の重量の百分の五を超えないものに限り。)で、その香味、色沢その他の性状が清酒に類似するもの(アルコール分が十六度未満でエキス分が五度以上のものその他政令で定めるもの)をいう。

九 連続式蒸留しようちゆう アルコール含有物を連続式蒸留機(連続して供給されるアルコール含有物を蒸留しつつ、フーゼル油、アルデヒドその他の不純物を取り除くことができる蒸留機をいう。次号イ及び第四十三条第六項において同じ。)により蒸留した酒類(これに水を加えたもの及び政令で定めるところにより砂糖(政令で定めるものに限る。)その他の政令で定める物品を加えたもの(エキス分が二度未満のものに限る。))を含み、次に掲げるものを除く( )で、アルコール分が三十六度未満のもの( )をいう。

イ 発芽させた穀類又は果実(果実を乾燥させ若しくは煮つめたもの又は濃縮させた果汁を含み、なつめやしの実その他政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。)を原料の全部又は一部としたもの

ロ しらかばの炭その他政令で定めるものでこしたのもの

ハ 含糖質物(政令で定める砂糖を除く。)を原料の全部又は一部としたもので、そのアルコール含有物の蒸留の際の留出時のアルコール分が九十五度未満のもの

ニ アルコール含有物を蒸留する際、発生するアルコールに他の物品の成分を浸出させたもの

十 単式蒸留しようちゆう 次に掲げる酒類(これらに水を加えたものを含み、前号イから二までに掲げるものに該当するものを除く。)でアルコール分が四十五度以下のものをいう。

イ 穀類又はいも類、これらのこうじ及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を連続式蒸留機以外の蒸留機(以下この号及び第四十三条第七項において「単式蒸留機」という。)により蒸留したもの

ロ 穀類のこうじ及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を単式蒸留機により蒸留したもの

ハ 清酒かす及び水若しくは清酒かす、米、米こうじ及び水を原料として発酵させたアルコール含有物又は清酒かすを単式蒸留機により蒸留したもの

イ 米及び米こうじにしようちゆう又はアルコールを加えて、こしたもの  
ロ 米、米こうじ及びしようちゆう又はアルコールにみりんその他政令で定める物品を加えて、こしたもの

ハ みりんにしようちゆう又はアルコールを加えたもの  
ニ みりんにみりんかすを加えて、こしたもの

七 「ビール」とは、次に掲げる酒類をいう。

イ 麦芽、ホップ及び水を原料として発酵させたもの

ロ 麦芽、ホップ、水及び麦その他の政令で定める物品を原料として発酵させたもの。ただし、その原料中当該政令で定める物品の重量の合計が麦芽の重量の十分の五を超えないものに限る。

八 「果実酒類」とは、次に掲げる酒類をいう。

イ 果実又は果実及び水を原料として発酵させたもの

ロ 果実又は果実及び水に糖類を加えて発酵させたもの

ハ イ又はロに掲げる酒類に糖類を加えて発酵させたもの

ニ イからハまでに掲げる酒類にブランデー、アルコール若しくは政令で定めるスピリッツ(以下この号において「ブランデー等」という。)又は糖類、香味料、色素若しくは水を加えたもの(ブランデー等を加えたものについては、当該ブランデー等のアルコール分の総量(既に加えたブランデー等があるときは、そのブランデー等のアルコール分の総量を加えた数量)が当該ブランデー等を加えた後の酒類のアルコール分の総量の百分の九十を超えるものを除く。ホにおいて同じ。)

ホ イから二までに掲げる酒類に植物を浸してその成分を浸出させたもの若しくは薬剤を加えたもの又はこれらの酒類にブランデー等、糖類、香味料、色素若しくは水を加えたもの

九 「ウイスキー類」とは、次に掲げる酒類をいう。ただし、イ、ロ又は二に掲げるものについては、第五号ロから二までに掲げるものに該当しないものに限る。

イ 発芽させた穀類及び水を原料として糖化させて、発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの(当該アルコール含有物の蒸留の際の留出時のアルコール分が九十五度未満のものに限る。)

ロ 発芽させた穀類及び水によつて穀類を糖化させて、発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの(当該アルコール含有物の蒸留の際の留出時のアルコール分が九十五度未満のものに限る。)

二 砂糖（政令で定めるものに限る。）を、米こうじ及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を単式蒸留機により蒸留したもの

ホ 穀類又はいも類、これらのこうじ、水及び政令で定める物品を原料として発酵させたアルコール含有物を単式蒸留機により蒸留したもの（その原料中当該政令で定める物品の重量の合計が穀類又はいも類（これらのこうじを含む。）の重量を超えないものに限る。）

ヘ イからホまでに掲げる酒類以外の酒類でアルコール含有物を単式蒸留機により蒸留したもの（これに政令で定めるところにより砂糖（政令で定めるものに限る。）その他の政令で定める物品を加えたもの（エキス分が二度未満のものに限る。）を含む。）

十一 みりん 次に掲げる酒類でアルコール分が十五度未満のもの（エキス分が四十度以上のものその他政令で定めるものに限る。）をいう。

イ 米及び米こうじにしようちゆう又はアルコールを加えて、こしたもの  
ロ 米、米こうじ及びしようちゆう又はアルコールにみりんその他政令で定める物品を加えて、こしたもの

ハ みりんにしようちゆう又はアルコールを加えたもの  
ニ みりんのみりんかすを加えて、こしたもの

十二 ビール 次に掲げる酒類でアルコール分が二十度未満のものをいう。

イ 麦芽、ホップ及び水を原料として発酵させたもの  
ロ 麦芽、ホップ、水及び麦その他の政令で定める物品を原料として発酵させたもの（その原料中当該政令で定める物品の重量の合計が麦芽の重量の百分の五十を超えないものに限る。）

十三 果実酒 次に掲げる酒類でアルコール分が二十度未満のもの（ロから二までに掲げるものについては、アルコール分が十五度以上のものその他政令で定めるものを除く。）をいう。

イ 果実又は果実及び水を原料として発酵させたもの  
ロ 果実又は果実及び水に糖類（政令で定めるものに限る。ハ及びニにおいて同じ。）を加えて発酵させたもの

ハ イ又はロに掲げる酒類に糖類を加えて発酵させたもの  
ニ イからハまでに掲げる酒類にブランデー、アルコール若しくは政令で定めるスピリッツ（以下この号並びに次号ハ及びニにおいて「ブランデー等」という。）又は糖類、香味料若しくは水を加えたもの（「ブランデー等」を加えたものについては、当該ブランデー等のアルコール分の総量（既に加えたブラ

ハ イ又はロに掲げる酒類にアルコール、スピリッツ、香味料、色素又は水を加えたもの。ただし、イ又はロに掲げる酒類のアルコール分の総量がアルコール、スピリッツ又は香味料を加えた後の酒類のアルコール分の総量の百分の十未満のものを除く。

ニ 果実若しくは果実及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの又は果実酒（果実酒かすを含む。）を蒸留したもの（当該アルコール含有物又は果実酒の蒸留の際の留出時のアルコール分が九十五度未満のものに限る。）

ホ ニに掲げる酒類にアルコール、スピリッツ、香味料、色素又は水を加えたもの。ただし、ニに掲げる酒類のアルコール分の総量がアルコール、スピリッツ又は香味料を加えた後の酒類のアルコール分の総量の百分の十未満のものを除く。

十 「スピリッツ類」とは、第三号から前号までに掲げる酒類以外の酒類でエキス分が二度未満のもの（麦芽又は麦を原料の一部とした酒類（麦芽又は麦を原料の一部としたアルコール含有物を蒸留したものを原料の一部としたものを除く。以下次号において同じ。）で発泡性を有するものを除く。）をいう。

十一 「リキュール類」とは、酒類と糖類その他の物品（酒類を含み、政令で定めるものを除く。）を原料とした酒類でエキス分が二度以上のもの（第三号から第九号までに掲げる酒類及び麦芽又は麦を原料の一部とした酒類で発泡性を有するもの並びに前条第一項に規定する溶解してアルコール分一度以上の飲料とすることができる粉末状のものを除く。）をいう。

十二 「雑酒」とは、清酒、合成清酒、しようちゆう、みりん、ビール、果実酒類、ウイスキー類、スピリッツ類及びリキュール類以外の酒類をいう。

十三 「酒母」とは、酵母で含糖質物を発酵させることができるもの及び酵母を培養したもので含糖質物を発酵させることができるもの並びにこれらにこうじを混和したものを（製薬用、製パン用、しようちゆう製造用その他酒税の保全上支障がないものとして財務省令で定める用途に供せられるものを除く。）をいう。

十四 「もろみ」とは、酒類の原料となる物品に発酵させる手段を講じたもの（酒類の製造の用に供することができるものに限る。）でこし又は蒸留する前のもの（こさない又は蒸留しない酒類に係るものについては、主発酵が終る前のもの）をいう。

十五 「こうじ」とは、でんぷん質物その他政令で定める物品にかび類を繁殖させたもの（当該繁殖させたものから分離させた胞子又は浸出させた酵素を含む

ンデー等があるときは、そのブランデー等のアルコール分の総量を加えた数量。次号ハにおいて同じ。）が当該ブランデー等を加えた後の酒類のアルコール分の総量の百分の十を超えないものに限る。）

十四 甘味果実酒 次に掲げる酒類で果実酒以外のものをいう。

イ 果実又は果実及び水に糖類を加えて発酵させたもの

ロ 前号イ若しくはロに掲げる酒類又はイに掲げる酒類に糖類を加えて発酵させたもの

ハ 前号イからハまでに掲げる酒類又はイ若しくはロに掲げる酒類にブランデー等又は糖類、香味料、色素若しくは水を加えたもの（ブランデー等を加えたものについては、当該ブランデー等のアルコール分の総量が当該ブランデー等を加えた後の酒類のアルコール分の総量の百分の九十を超えないものに限る。二において同じ。）

ニ 果実酒又はイからハまでに掲げる酒類に植物を浸してその成分を浸出させたもの若しくは薬剤を加えたもの又はこれらの酒類にブランデー等、糖類、香味料、色素若しくは水を加えたもの

十五 ウイスキー 次に掲げる酒類（イ又はロに掲げるものについては、第九号ロから二までに掲げるものに該当するものを除く。）をいう。

イ 発芽させた穀類及び水を原料として糖化させて、発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの（当該アルコール含有物の蒸留の際の留出時のアルコール分が九十五度未満のものに限る。）

ロ 発芽させた穀類及び水によつて穀類を糖化させて、発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの（当該アルコール含有物の蒸留の際の留出時のアルコール分が九十五度未満のものに限る。）

ハ イ又はロに掲げる酒類にアルコール、スピリッツ、香味料、色素又は水を加えたもの（イ又はロに掲げる酒類のアルコール分の総量がアルコール、スピリッツ又は香味料を加えた後の酒類のアルコール分の総量の百分の十以上のものに限る。）

十六 ブランデー 次に掲げる酒類（イに掲げるものについては、第九号ロから二までに掲げるものに該当するものを除く。）をいう。

イ 果実若しくは果実及び水を原料として発酵させたアルコール含有物又は果実酒（果実酒かすを含む。）を蒸留したもの（当該アルコール含有物又は果実酒の蒸留の際の留出時のアルコール分が九十五度未満のものに限る。）

ロ イに掲げる酒類にアルコール、スピリッツ、香味料、色素又は水を加えた

（ ）で、でんぷん質物を糖化させることができるものをいう。  
十六 「保稅地域」とは、關稅法（昭和二十九年法律第六十一号）第二十九条に規定する保稅地域をいう。

（品目等）

第四条 次の表の上欄に掲げる種類の酒類は、同表の中欄に掲げる品目に分け、その各品目の定義は、同表の下欄に定めるものとする。

種類	品目	定義
しょうちゅう	しょうちゅう甲類	蒸留の方法が連続式蒸留機によるしょうちゅう
	しょうちゅう乙類	しょうちゅう甲類以外のしょうちゅう
果実酒類	果実酒	前条第八号イから二までに掲げる果実酒類（同号ロから二までに掲げる酒類については、アルコール分が十五度以上のもので他政令で定めるものを除く。）
ウイスキー類	甘味果実酒	果実酒以外の果実酒類
	ウイスキー	前条第九号イからハまでに掲げるウイスキー類
スピリッツ類	ブランデー	ウイスキー以外のウイスキー類
	スピリッツ	原料用アルコール以外のスピリッツ類
原料用アルコール		前条第五号の規定（アルコール分に関する規定を除く。）に該当する酒類（水以外の物品を加えたものを除く。）



もの（イに掲げる酒類のアルコール分の総量がアルコール、スピリッツ又は香味料を加えた後の酒類のアルコール分の総量の百分の十以上のものに限る。）

十七 原料用アルコール 第九号又は第十号の規定（アルコール分に関する規定を除く。）に該当する酒類（水以外の物品を加えたものを除く。）でアルコール分が四十五度を超えるものをいう。

十八 発泡酒 麦芽又は麦を原料の一部とした酒類（第七号から前号までに掲げる酒類及び麦芽又は麦を原料の一部としたアルコール含有物を蒸留したものを原料の一部としたものを除く。）で発泡性を有するもの（アルコール分が二十度未満のものに限る。）をいう。

十九 その他の醸造酒 穀類、糖類その他の物品を原料として発酵させた酒類（第七号から前号までに掲げる酒類その他政令で定めるものを除く。）でアルコール分が二十度未満のもの（エキス分が二度以上のものに限る。）をいう。

二十 スピリッツ 第七号から前号までに掲げる酒類以外の酒類でエキス分が二度未満のものをいう。

二十一 リキュール 酒類と糖類その他の物品（酒類を含む。）を原料とした酒類でエキス分が二度以上のもの（第七号から第十九号までに掲げる酒類、前条第一項に規定する溶解してアルコール分一度以上の飲料とすることができる粉末状の粉末のもの及びその性状がみりんに類似する酒類として政令で定めるものを除く。）をいう。

二十二 粉末酒 前条第一項に規定する溶解してアルコール分一度以上の飲料とすることができる粉末状の酒類をいう。

二十三 雑酒 第七号から前号までに掲げる酒類以外の酒類をいう。

二十四 酒母 酵母で含糖質物を発酵させることができるもの及び酵母を培養したもので含糖質物を発酵させることができるもの並びにこれらにこうじを混和したもの（製薬用、製パン用、しよゆ製造用その他酒税の保全上支障がないものとして財務省令で定める用途に供せられるものを除く。）をいう。

二十五 もろみ 酒類の原料となる物品に発酵させる手段を講じたもの（酒類の製造の用に供することができるものに限る。）で、こし又は蒸留する前のもの（こさない又は蒸留しない酒類に係るものについては、主発酵が終わる前のものをいう。）をいう。

二十六 こうじ どんぶん質物その他政令で定める物品にかび類を繁殖させたもの（当該繁殖させたものから分離させた胞子又は浸出させた酵素を含む。）で

雑酒	発泡酒	でアルコール分が四十五度をこえるスピリッツ類
その他の雑酒	粉末酒	第二条第一項に規定する溶解してアルコール分一度以上の飲料とすることができる粉末状のもの
	発泡酒及び粉末酒以外の雑酒	麦芽又は麦を原料の一部とした酒類で発泡性を有する雑酒

2| 酒類に炭酸ガス（炭酸水を含む。以下この項において同じ。）を加えた酒類の種類及び品目は、この法律で別に定める場合を除き、当該炭酸ガスを加える直前の酒類の種類及び品目とする。

3| 粉末酒に係る数量の計算は、その重量を基礎として政令で定める方法により行うものとする。

第五条 削除

でんぶん質物を糖化させることができるものをいう。

二十七 保稅地域 関稅法（昭和二十九年法律第六十一号）第二十九条に規定する保稅地域をいう。

#### 第四条及び第五条 削除

（移出又は引取り等とみなす場合）

第六条の三 次の各号のいずれかに該当するときは、その該当することとなつた時に当該酒類又は酒母若しくはもろみ（以下この条及び第十条第三号において「酒類等」という。）をその製造場から移出したものとみなす。ただし、第四号の場合において、第二十八条第一項の規定の適用を受けて酒類の製造場から移出する当該酒類については、この限りでない。

#### 一 省 略

二 第七条第四項の規定により酒類の製造免許（同条第一項に規定する製造免許をいう。以下この号及び次号において同じ。）に付された期限（同条第五項の規定により当該期限が延長された場合には、その延長後の期限。第二十条第一項において同じ。）が経過した場合若しくは酒類等の製造免許が取り消された場合（法人が合併又は解散により消滅した場合を含む。）又は酒類等の製造者の相続人につき第十九条第二項の規定の適用がない場合において、当該取り消された又は消滅した製造免許に係る酒類等（第七条第一項ただし書又は第八条ただし書の規定の適用を受けたものを含む。）がその製造場に現存するとき。ただし、当該期限の経過又は第十七条第一項の規定による申請に基づく製造免許の取消と同時に第二十条第一項の規定による酒類の販売の継続を認められた場合を除く。

#### 三・四 省 略

2 酒類等が酒類等の製造者の製造場において飲用された場合において、その飲用につき、当該製造者の責めに帰することができないときは、その飲用者を当該酒類等に係る酒類等の製造者とみなし、当該飲用者が飲用の時に当該酒類等をその製造場から移出したものとみなして、この法律（第三十条の二、第三十条の四第一項及び第四十六条の規定並びにこれらの規定に係る罰則の規定を除く。第四項において同じ。）を適用する。

#### 3・4 省 略

5 酒母又はもろみについて前各項の規定の適用があつた場合においては、当該酒

（移出又は引取り等とみなす場合）

第六条の三 次の各号の一に該当するときは、その該当することとなつた時に当該酒類又は酒母若しくはもろみ（以下本条において「酒類等」という。）をその製造場から移出したものとみなす。ただし、第四号の場合において、第二十八条第一項の規定の適用を受けて酒類の製造場から移出する当該酒類については、この限りでない。

#### 一 同 上

二 第七条第四項の規定により酒類の製造免許に附された期限（同条第五項の規定により当該期限が延長された場合には、その延長後の期限。以下第二十条第一項において同じ。）が経過した場合若しくは酒類等の製造免許が取り消された場合（法人が合併又は解散により消滅した場合を含む。）又は酒類等の製造者の相続人につき第十九条第二項の規定の適用がない場合において、当該取り消された又は消滅した免許に係る酒類等（第七条第一項ただし書又は第八条ただし書の規定の適用を受けたものを含む。）がその製造場に現存するとき。ただし、当該期限の経過又は第十七条第一項の規定による申請に基づく免許の取消と同時に第二十条第一項の規定による酒類の販売の継続を認められた場合を除く。

#### 三・四 同 上

2 酒類等が酒類等の製造者の製造場において飲用された場合において、その飲用につき、当該製造者の責めに帰することができないときは、その飲用者を当該酒類等に係る酒類等の製造者とみなし、当該飲用者が飲用の時に当該酒類等をその製造場から移出したものとみなして、この法律（第三十条の二、第三十条の四第一項及び第四十六条の規定並びにこれらの規定に係る罰則の規定を除く。以下第四項において同じ。）を適用する。

#### 3・4 同 上

5 酒母又はもろみについて前各項の規定の適用があつた場合においては、当該酒

母又はもろみは、その他の醸造酒とみなし、酒母又はもろみの製造者（酒母又はもろみの製造者とみなされた者を含む。）は、その他の醸造酒の製造者とみなす。

（酒類の製造免許）

第七条 酒類を製造しようとする者は、政令で定める手続により、製造しようとする酒類の品目（第三条第七号から第二十三号までに掲げる酒類の区分をいう。以下同じ。）別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許（以下「製造免許」という。）を受けなければならない。ただし、酒類の製造免許を受けた者（以下「酒類製造者」という。）が、その製造免許を受けた製造場において当該酒類の原料とするため製造する酒類については、この限りでない。

2 酒類の製造免許は、一の製造場において製造免許を受けた後一年間に製造しようとする酒類の見込数量が当該酒類につき次に定める数量に達しない場合には、受けることができない。

- 一 清酒 六十キロリットル
- 二 合成清酒 六十キロリットル
- 三 連続式蒸留しようちゆう 六十キロリットル
- 四 単式蒸留しようちゆう 十キロリットル
- 五 みりん 十キロリットル
- 六 ビール 六十キロリットル
- 七 果実酒 六十キロリットル
- 八 甘味果実酒 六十キロリットル
- 九 ウイスキー 六十キロリットル
- 十 ブランドー 六十キロリットル
- 十一 原料用アルコール 六十キロリットル
- 十二 発泡酒 六十キロリットル
- 十三 その他の醸造酒 六十キロリットル
- 十四 スピリッツ 六十キロリットル
- 十五 リキュール 六十キロリットル
- 十六 粉末酒 六十キロリットル
- 十七 雑酒 六十キロリットル

3 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

- 一 清酒の製造免許を受けた者が、その製造免許を受けた製造場において、単式蒸留しようちゆう又はみりんを製造しようとする場合

母又はもろみは、その他の雑酒とみなし、酒母又はもろみの製造者（酒母又はもろみの製造者とみなされた者を含む。）は、その他の雑酒の製造者とみなす。

（酒類の製造免許）

第七条 酒類を製造しようとする者は、政令で定める手続により、製造しようとする酒類の種類別（品目のある種類の酒類については、品目別）に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。但し、酒類の製造免許を受けた者（以下「酒類製造者」という。）が、その免許を受けた製造場において当該酒類の原料とするため製造する酒類については、この限りでない。

2 酒類の製造免許は、一の製造場における免許を受けた後一年間の酒類の製造見込数量（一の製造場において品目のある種類の酒類（しようちゆうを除く。）を製造しようとする場合には、当該品目の合計数量）が当該酒類につき次に掲げる数量に達しない場合には、受けることができない。

- 一 清酒 六十キロリットル
- 二 合成清酒 六十キロリットル
- 三 しようちゆう甲類 六十キロリットル
- 四 しようちゆう乙類 十キロリットル
- 五 みりん 十キロリットル
- 六 ビール 六十キロリットル
- 七 果実酒類 六十キロリットル
- 八 ウイスキー類 六十キロリットル
- 九 スピリッツ類 六十キロリットル
- 十 リキュール類 六十キロリットル
- 十一 雑酒 六十キロリットル

3 前項の規定は、左に掲げる場合には、適用しない。

- 一 清酒の製造免許を受けた者が、その免許を受けた製造場において、しようちゆう乙類又はみりんを製造しようとする場合

- 二 連続式蒸留しようちゆう又は単式蒸留しようちゆうの製造免許を受けた者が、その製造免許を受けた製造場において、みりんを製造しようとする場合
- 三 果実酒又は甘味果実酒の製造免許を受けた者がブランデーを製造しようとする場合

四 省 略

- 五 一の製造場において清酒及び合成清酒を製造しようとする場合で、製造免許を受けた後一年間におけるその製造見込数量の合計が六十キロリットル以上であるとき。

- 六 一の製造場において連続式蒸留しようちゆう及び単式蒸留しようちゆうを製造しようとする場合で、製造免許を受けた後一年間におけるその製造見込数量の合計が六十キロリットル以上であるとき。

七 前各号に準ずる場合として政令で定める場合

- 4 第一項の製造免許を与える場合において、製造される酒類の品質につき充分な保証がないため特に必要があると認められるときは、税務署長は、当該製造免許につき期限を付することができる。

- 5 前項の期限を付した製造免許を与えた後に生じた事由により特に必要があると認められるときは、税務署長は、当該期限を延長することができる。

- 6 第二項の場合において、粉末酒に係る数量の計算は、その重量を基礎として政令で定める方法により行う。

(酒母等の製造免許)

- 第八条 酒母又はもろみを製造しようとする者は、政令で定める手続により、製造場ごとに、製造免許を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。

- 一 酒類製造者が、その製造免許を受けた製造場において、当該酒類の製造の用に供するため、酒母又はもろみを製造する場合

- 二 もろみの製造免許を受けた者が、その製造免許を受けた製造場において、当該もろみの製造の用に供するため、酒母を製造する場合

三 省 略

(酒類の販売免許)

- 第九条 酒類の販売業又は販売の代理業若しくは媒介業（以下「販売業」と総称する。）をしようとする者は、政令で定める手続により、販売場（継続して販売業

- 二 しようちゆうの製造免許を受けた者が、その免許を受けた製造場において、みりんを製造しようとする場合

- 三 果実酒類の製造免許を受けた者がブランデーを製造しようとする場合

四 同 上

- 五 一の製造場において清酒及び合成清酒を製造しようとする場合で、免許を受けた後一年間におけるその製造見込数量の合計が六十キロリットル以上であるとき。

- 六 一の製造場においてしようちゆう甲類及びしようちゆう乙類を製造しようとする場合で、免許を受けた後一年間におけるその製造見込数量の合計が六十キロリットル以上であるとき。

- 4 第一項の免許を与える場合において、製造される酒類の品質につき充分な保証がないため特に必要があると認められるときは、税務署長は、当該免許につき期限を附することができる。

- 5 前項の期限を附した免許を与えた後に生じた事由により特に必要があると認められるときは、税務署長は、当該期限を延長することができる。

(酒母等の製造免許)

- 第八条 酒母又はもろみを製造しようとする者は、政令で定める手続により、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。

- 一 酒類製造者が、その免許を受けた製造場において、当該酒類の製造の用に供するため、酒母又はもろみを製造する場合

- 二 もろみの製造免許を受けた者が、その免許を受けた製造場において、当該もろみの製造の用に供するため、酒母を製造する場合

三 同 上

(酒類の販売免許)

- 第九条 酒類の販売業又は販売の代理業若しくは媒介業（以下「販売業」と総称する。）をしようとする者は、政令で定める手続により、販売場（継続して販売業